

全国司法書士女性会FAX通信302号 (2016年12月号)

発行責任者 会 長 大 城 節 子

事務局 〒579 - 8036大阪府東大阪市鷹殿町 1 - 7

司法書士法人東大阪前川滝川事務所内

Tel 072-981-5281 fax 072-987-3460

e-mail joseikai@aioitakigawa.com

<http://shihosyoshi-joseikai.com/>

第 1 3 回日韓学术交流研究会に出席して

全国司法書士女性会副会長 宮原恵子

2002年4月に、日本司法書士会連合会と大韓法務士協會は、「友好協定書」を締結して、今年2016年11月11日(金)に、第13回日韓学术交流研究会が開催されました。前日の歓迎晚餐会、11日の交流研究会後の答礼晚餐会にも出席しました。

韓国からは、日本での連合会会長にあたる大韓法務士協會の會長 盧容成先生他17名が出席、それぞれ熱い研修会が約8時間にわたり、意見交換等、とても有意義な研究会でした。今回は同時通訳付でしたので、とても研究会もスムーズでした。詳しい内容は、連合会のホームページをご覧ください。

何よりも韓国の法務士も、日本の司法書士(国際交流室の会員等)も、本当によく研究をしているという驚きです。

そして、日本も韓国も、全く同じような問題を抱えているということです。

(その1)

弁護士との業務の協業との点、韓国では5つの隣接職域(法務士、弁理士、労務士、税理士、関税士)の業務を廃止して、弁護士に統合をするという提案が発端のようです。この問題はまだまだ続くようです。今のところ(2016年5月)、法曹統合論議を公式的には再度提起していない状態にあるようです。

(その2)

本人の確認等の手続に関して、日本側の説明に対して韓国側からのいろいろな質問がありました。今頃ですが、日本では、犯罪収益移転防止の法律が大きな役割を果たしているように思いました。

(その3)

プロボノ活動(社会公益活動)。

(その4)

不動産登記の公信力付与等。

研究会では、本当に驚く程、大韓法務士は日本の法制度(司法書士業務)を知っていることにびっくりしました。韓国の法務士制度をもう少し知っていれば、もっと有意義な研究会の参加であったと反省しています。地方の一司法書士として、日々の業務に忙殺されている私にとってはとてもよい機会でした。

(ありがとうございました)カムサハムニダ

(閑話)その1 思い込み・前倒し・・・

毎年12月になると、あちこちの汚れが気になり、少しずつお掃除をするが、時間切れで積み残しになって新年を迎える。

今年は、「12月になったら」という思い込みを払しょくし、11月に入ってすぐ、毎夜エリアを決めて、普段手の行き届かないところのお掃除をした。お掃除の前倒しである。エリアを狭くしてあるので、毎夜短時間で片付き、毎夜達成感を味わうことができた。12月より少し暖かいので、体も動きやすい。なんで今まで気づかなかったのだろう。こんな小さな幸せを。

すべて思い込みのせい・・・。(史)

一般社団法人 滋賀県財産管理承継センター 設立記念講演会に参加して
理事 岡田史枝

去る、10月28日琵琶湖ホテルにて、「一般社団法人 滋賀県財産管理承継センター」設立記念講演会と設立記念パーティーがありました。

私は、記念講演に参加しましたので、ご報告します。

滋賀県司法書士会では、2年ほど前から、司法書士規則31条業務を、推進するために、「民事信託」「法定財産管理」「任意財産管理」「事業承継」のグループを作って、研究を重ねてきました。

私は、任意財産管理のグループに属していましたが、他のグループのことは詳しくは存じませんが、メンバー全員が任意財産管理の業務を経験していたこともあり、活発な議論と一定の成果物を作成しました。

ここで詳しくお話しできないので、申し訳ありません。

さて、今回の一般社団法人は、「民事信託」のグループが中心となって設立をしています。その業務の中に、任意財産管理も入っています。

設立というおめでたいことに、水を差すようで申し訳ないのですが、民事信託については、税務上の問題も多々あり、個人的には、法人としてやっていけ

るのか不安を持っています。

ともあれ、記念講演は、新井誠先生のお話で、後見制度と、財産管理についてお話しされました。

日本の後見制度はずいぶん遅れていて、被後見人等の能力を生かすことができていないと言われました。今後は、保佐と任意後見が柱になるべきとの事です。

確かに、任意後見は案件が少なく、依頼者からも「元気なのに、どうして報酬を支払ってまで見守りをしてもらう必要があるの?」「家族がいるから、本当に認知症になった時に、家族なり第三者が法定後見をしてくれればよい」と言われます・

お金を持っている人の制度ともとられています。

現実に、後見人候補者が手薄なので、後見事務はできるだけシンプルにスムーズに、行いたいとも思います。そうすると、被後見人等の能力を最大限に生かすと、後見人等の仕事が多くなり、回っていきません。

市民後見人が増えるとよいのですが、倫理的な勉強もしっかりしないと、被後見人等が被害者になるかもしれません。

後見制度は、まだまだ解決すべき問題が満載といったことでしょう。

成年後見人等の職務が終了した後の、任意財産管理業務についても、同じように、まだまだこれからと思います。

(閑話) その2 潔し 天晴

大先輩の〇司法書士から今月で業務を終了されるというお葉書を頂いた。

「予防は治療に勝る」と教えてくださった先生である。

ご自分一代で事務所を開き、大きな功績を残し、会務に貢献し、絶えず依頼者の立場に立ち、利益追求に走らない すばらしい方である。高齢になり、顧客を後輩に引継ぎ、体力のあるうちに幕引きをする とても潔い、天晴な司法書士人生である。司法書士の幕引きは様々・・・。(史)

平成28年 9月25日刊行

* 実務家が現場で直面する疑問に答える *

中小企業の戦略的会社法務と登記

今川 嘉文〔著〕

A5判・ソフトカバー・444頁・定価4,400円 + 税

< 特色 >

・著者が弁護士・司法書士などとの研究・執筆の中で問いかけられた実務上の問題や疑問点を、豊富な図表を用いて解説する。

< 本書の構成 >

- 第1編 事業承継の新たな手法と株主管理
- 第2編 法人形態の選択と会社設立
- 第3編 株主と株式をめぐる論点
- 第4編 取締役会非設置会社・特例有限会社の運営
- 第5編 中小株式会社の機動的運営
- 第6章 組織再編の対応と登記
- 第7編 図解でみる会社の計算の注意点
- 第8編 株式会社の解散清算と登記
- 第9編 刑事事件と企業不祥事の対応

今回は、著者関係者のための特別割引といたしまして、本状を用いて下記宛にFaxで注文をいただいた場合に限り、特別価格〔1部 3,520円 + 税〕で販売させていただきます（ただし、送料として310円を申し受けます）。商品は、請求書を付けてお届けいたします。代金は、商品到着

後同封の振替用紙にてご送金ください。

ご不明な点については、中央経済社・法律編集部・露本（Tel:03-3293-3371）までお問い合わせください（特別販売価格は、本申込み限定で書店での受付は行っておりません）。

申 込

Fax：03-3291-5127 中央経済社 露本行き

「中小企業の戦略的会社法務と登記」を[]部注文します。

お申し込み	お届け先
実社名 部署名 ご芳名	〒

ご記入いただいた個人情報は、商品の発送、集金のみ利用いたします。